

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
(以下、労働者派遣法という)に基づく派遣事業の情報提供について

本ページでは労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき弊社の労働者派遣事業に関する情報をご提供しております。

平成 30 年度の株式会社メニコンビジネスアシストの派遣事業の状況は以下のとおりです。

対象期間：2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日

(1) 労働者派遣の実績

派遣労働者数(2019 年 3 月 31 日現在)	285 人
派遣先企業数(事業年度あたりの事業所数)	103 件

(2) 労働者派遣に関する料金等(マージン率等)

労働者派遣に関する料金の平均額(1 日 8 時間当たり)	20,496 円
労働者派遣の賃金の平均額(1 日 8 時間当たり)	13,718 円
マージン率(小数点以下第 1 位未満を四捨五入)	33.0%

マージン率は派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要となる経費は派遣労働者の賃金のほか以下のようなものがあります。

派遣労働者の社会保険料

派遣労働者の年次有給休暇費用

募集費・教育費・福利厚生費

その他経費

参考：一般社団法人日本人材派遣協会「派遣料金の仕組みについてご説明します」

<https://www.jassa.or.jp/keywords/index3.html>

(3) 労使協定の締結に関する情報提供

労使協定の締結状況	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2021 年 3 月 31 日

教育制度

入職時等基礎的研修、職能別研修、各種 e-ラーニング、アドバイザー資格制度研修

各種制度

社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険)、労働者災害補償保険、年次有給休暇

産前産後休暇・育児・介護休暇制度、定期健康診断、インフルエンザ予防接種、コンタクトレンズ社員優待制度